

そういう意味におきまして、やはりその部分も手当でした修正ということが私は必要だと思いましたし、そのことがなければ、実態というものに即して四社でやつていただけるかという見通しを、国民がなかなか持ちづらいんだろうと私は思います。

時間があと二分なので最後に申し上げますけれども、私は、結論的に申しますと、もし今のようにいくと、実際は、小さい特定局とか簡易局といふのは、銀行代理業・保険代理業ができなくなつて、結果としてやつていくことができないんだろ

うと思います。できなくならないということありますけれども、じゃ、実際にどういうビジネスモデルでやつていただけるかうに青写真をお考えのか、それを最後にお伺いしたいと思いま

す。

○竹中国務大臣 特定郵便局を含む郵便局会社の郵便局で提供されるサービスにつきましては、ま

ず郵便については、これは法律上、郵便事業会社に対して、郵便窓口業務を郵便局会社に委託する

ことを義務づけるということでありますから、そ

の局のビジネスの一つのコアの部分として義務づけられた郵便窓口業務というのが存在するという

ことに相なります。

今重要な役割を占めております貯金・保険の業

務に関することは、これは、みなし免許を付与するに

当たつて、最低限、移行期間をカバーする長期安

定期的な代理店契約、そして保険募集委託契約があ

ること、これを免許の条件として付すということ

にしておりますので、このような免許条件によ

て、郵便貯金銀行・郵便保険会社の郵便局会社へ

の業務委託が長期にわたり担保されている。これも一つのビジネスのあり方を担保するものであらうかと思います。

その後は、郵便局ネットワークの重要性、新たな前の店舗網やその募集体制をつくる。これには、銀行、保険にとっては膨大なコストがかかりますことを踏まえますと、やはり全国一括の代理店契約が継続され、基本的には、これに基づいて、各郵便局において、コアとしての郵便以外

に、引き続き貯金・保険のサービスが提供されるというふうに私は考えますけれども、それでも仮に過疎地などの一部の郵便局で貯金・保険のサービス提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域にとって必要性の高いサービスの確保を図ることとしている。

これは、先ほど、お金もうけを中心にして御指摘がありました。もちろん収益性を上げて、ただくことは重要でございますが、同時に、郵便局会社・郵便事業会社は、これは社会的な役割を担つておられるということで、それを果たしていくだけのことは重要でございますが、同時に、郵便

局会社は、郵便局におきましてそういう形で、これは郵便局におきましてそういう形でしっかりとビジネスが展開していただけるものと思っております。

加えて、ネットワークは我々はやはり大きな資産だと思っておりますから、これを活用して幅広い事業を営んでいただいて、経営もよくする、そ

して利便性も高める、そのような形をぜひ可能に

していただきたいと思っております。

○伊藤(信)委員 これで質問を終わります。

○二階委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、政府参考人として内閣官房内閣参事官羽村康弘君、内閣官房内閣参事官齋藤敦君、内閣府大臣官房参事官山本茂樹君、内閣府大臣官房会計課長大森雅夫君及び財務省主計局法規課長井治紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○二階委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○二階委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 五十嵐文彦でございます。

私は、実は時事通信社の記者をかつてしておりま

い政治家は、私は竹中さんだと思っております。大変頭の回転の速い答弁をされます。それをもつて尊敬しているわけではございません。竹中さんは非常にうまく答弁をされるけれども、詐術、だましのテクニックが非常に駆使されています。そういう意味で、まあ何と頭のいい人だろう、こう思つておられるわけですが、それによって国民党がだまされている面がたくさんありますけれども、私も、なかなか許せないなとこう思つています。

その証拠にまず申し上げたいと思いますけれども、過日、六月十三日の本委員会で同僚の辻恵委員が、六月二十四日付のフライデー、それから予算委員会、内閣委員会での質問をもとに、いわゆる参議院選挙の際のマル平マークTシャツ、これは明らかに平蔵さんの平ということを意味しています。

もう一度も申し上げておりますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークであります。何度も申し上げておりますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークであります。

私は、これをつくったスタッフによると、平和などをイメージしたもの、これは既に御答弁をしたところです。

お尋ねの写真ですけれども、これはピラの表紙

スターや名刺などに使用したものではございません。とます来るわけですね。確かに、ボスターと指摘をさせていただいたら、竹中さんのお答え

が、「このマークでありますけれども、これはボスターや名刺などに使用したものではございません。」とます来るわけですね。確かに、ボスターと名刺には使つていないらしいんですね。そして、

このマル平は平蔵の平ではなくて平和なんだ、平に輪なんだとこうおっしゃつて。それから、

平成の平であり、平のサラリーマンの心がわかる政治だ、こうおっしゃつて。平蔵の平が、このマル平は平蔵の平ではないというのを強く主張され、かつ、名刺やその他ボスターに使って

いるからいいんだというのを言われているんですね。平蔵の平を連想させるものではないというのを強く主張を出てまいりました。お手元にお配りした資料をおめくりをいただきたいと思います。

一ページ、ここに現物がございます。これは、選舉期間中に、実は銀座のマリオング前で、竹中さんがあるところで、目の前でスタッフがお配りになつた。証紙がついています。証紙がついているのがおわかりになると思います。証紙つきのピラ

あります。これに、マル平マークの前かけをした御本人が写っておりますし、そして、裏面を見ますと、鬼の平蔵、仮の平蔵と書いてあります。

これは明らかに、イメージとして平蔵を植えつけよ

ることは明らかに、鬼平犯科帳、長谷川平蔵さんを意識して、それと同じ平蔵なんだ、そして鬼の面と仮の面があるんだということを強調して、そのときに御自身のマル平マークをつけた写真が載つてある。これは明らかに平蔵の平じゃないですか。

これは、本委員会であなたがうそをおつきになつたということだと私は思いますけれども、そ

うではないですか。

○竹中国務大臣 私がだましたとかうそをついた

とかいろいろなことをおつしやいますが、そのようないことはございません。

まず、何度も申し上げておりますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークでございません。丁シャツのデザインについて

は、これをつくったスタッフによると、平和などをイメージしたもの、これは既に御答弁をしたところです。

お尋ねの写真ですけれども、これはピラの表紙

スターであります。中折りの、スペースにすれば八分の一か六分の一程度のスペースのこれはスナップ写真ですね。このスナッ

プ写真は、三年前の消費者月間に私が八百屋に

行った、八百屋に仮装したとき撮影したもので、これは、衣装はスタイリストが貸し衣装として用意したものでございます。つまり、架空の八

百屋の架空の屋号でございます。八百屋に扮したときにスタイルリストが用意した、架空の八百屋の架空の屋号でございます。世間にはこのマークの屋号が数多くあるようございますが、当然、竹

中家の屋号でもないし、ボスター、名刺にも使われていません。

私のシンボルマークではございません。

○五十嵐委員 それでは、なぜ鬼の平蔵、仮の平蔵とわざわざお名前の方で入っているんですか。

鬼の竹中、仮の竹中でいいではないですか。わざわざそのときにマル平のマークが入つてある。こ

れは明らかに、イメージとして平蔵を植えつけよ

うとする選挙戦術としか思えないじゃないですか。これが許されるなら、例えば、私は五十嵐でございますから、マル五のマークをそこらじゅうで使って、これは五十嵐ではなくて五輪なんだ、平和の象徴なんだ、オリンピックなんだこう言えども、何でも通ってしまうということになつてしまふ。こんなこと、許されるはずがないじゃないですか。

それでは、平蔵の平は思いも浮かばなかつたんですか。マル平マークをスタッフがTシャツの後ろに使う、選挙、選舉のときに使う、それから、これをおつくりになるときには平蔵の平は思がごろがいいからそのような言葉を使つたんだといも浮かばなかつた、そういうことなんですか。

○竹中國務大臣 まあ、鬼の平蔵、仏の平蔵、鬼の竹中、仏の竹中よりは鬼の平蔵、仏の平蔵の方がごろがいいからそのような言葉を使つたんだと思います。

繰り返し言いますが、この丸と平という漢字は私のシンボルマークではございません。

○五十嵐委員 そんな理屈が通るわけがないじゃないですか。明らかに、スタッフみんなに平という字を使つていて、あなたのお名前の一とに、しかもそのお名前の方を強調するようなパンフレット、リーフレットをおつくりになつてあるんですから、チラシをおつくりになつてあるんですから、これは明らかに、お名前を連想させるためにこれをおつくりになつた、これはもう明らかですよ。これをシンボルマークではありますと言いつ張るところに、先ほど言つたあなたの詐術の巧みさがあるのかな。余り巧みとはこの場合思ひませんけれども、そう思うわけございます。

ほかにもいろいろなテクニックがござりますけれども、先ほどの話でもそうでした。私が前にも質問しているんですね。損保と生保はこれは違うんですけど、損保は短期の商品で、外見上、例えば事故があつたら事故証明が出来ますし、傷がつきま成り立つ仕事です。しかし、生保はなぜ本社契約になつているのかと。これは一つには、疾病情報

がやはり入つてくる、重要な個人情報が入るといふこともあるし、長期契約であるから、代理店が途中でつぶれたり何かすると困るということでもありますし、廃止されたりすることもある」と、ですか

、責任を持つために生保は、これは独自に本社で契約をしている。

それを一緒にことにして代理店で一括してやつたら、トラブルが起きたときに一体お客さんは、窓口の会社がこう言つたから、例えば、変額保険もありますけれども、元金の保証されない商品もありますけれども、これは窓口の人を信用して買つたんじゃないかなと。そうすると、その後ろにいる簡保会社の社員は、いや、それはそちらの別の会社が勝手にやつたことであつて、私のところは責任持てませんと。トラブルが当然起きるはずであります。

○竹中國務大臣 今御指摘、損保と生保は同じではない、いろいろなルールを決めていかなければいけないと思います。損保、生保、これは商品特性が違うところがありますから、そういう点はやはり十分に注意をして制度設計をしなければいけませんし、いろいろなルールを決めていかなければいけないと思います。

同じ問題、今言われた、生保の場合はやはり長期契約であつて云々というような話、銀行の窓口での販売等のときも、これは五十嵐委員にも委員会等で御議論をいただいたんだ、というふうに思ひます。そういった点も含めて、これは当然問題意識は我々持つております。しかし同時に、これは責任を負えない、契約の本体はあの会社ですから生保と一緒にくたに、これは損保は代理店が十分できると思ひますけれども、生保についてはそもそもそのお名前の方を強調するようなパンフレット、リーフレットをおつくりになつてあるんですから、チラシをおつくりになつてあるんですから、これは明らかに、お名前を連想させるためにこれをおつくりになつた、これはもう明らかですよ。これをシンボルマークではありますと言いつ張るところに、先ほど言つたあなたの詐術の巧みさがあるのかな。余り巧みとはこの場合思ひませんけれども、そう思うわけございます。

それは、官だから例えれば安心ができる、疾病情報といったものは漏れないというような安心感があるけれども、これは民になつたらそうではないでしようということもありますけれども、これは民になつたらどうぞ安心して、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようでいて、実際これもいろいろなデメリットがある、あるいは金融業以外の部分も含めて他業禁止を外していくというような事情になると、世界に類を見ない変な会社会といふんだけあって、これは民になつたらそうではないでしようということもありますけれども、これは民になつたらどうぞ安心して、なかなかこの窓口会社ができ上りますねと。ですから、シングロマリット化とか、あるいは金融業以外の部

分も含めて他業禁止を外していくというような事

態になると、世界に類を見ない変な会社会とい

ふんだけあって、なかなかこの窓口会社ができ上

りますねと。ですから、シングロマリット化をやすやすとしますけれども、これが何の心構えもなく、何の意思決定もないまま金融コングロマリット化をやすやすとします

るようなそういう方針を一体どこで決めたんす

か。そういうことをする前にやらなければいけな

いさまざまなもの作業があるでしょう、手

続もあるでしょう。それをやらないで、いきなり

なしつけてにこういうところから金融コングロマ

リット化の方向だとか、あるいは、いわんやその

今のことについてとりあえず、ほかにもたくさん実はお聞きしたいことがあるんですが、お答えください。

○竹中國務大臣 今御指摘、損保と生保は同じではない、これはもう私は五十嵐委員の御指摘は正しいと思います。損保、生保、これは商品特性

が違うところがありますから、そういう点はやは

くないです。

問題だということを私は指摘し続けてきたんで

すが、その前に、これも後でやりますが、やはり

詰めておかなければいけないところがありますの

で、お話をさせていただきたいと思います。

盛んに言われている、この郵政民営化の広報を

めぐる問題なんですが、昨年の十二月十五日にこ

の案が出されたという整理になっております。お

手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目

二枚目だけお示しをしてありますので、見ていただきたいと思います。

○五十嵐委員 有限会社スリード社と、株式会社オフィスサンサーク、これは大嶋さんという方がやられているんですが、途中でおおりになつてこの仕事から抜けられたわけですが、共同提案という形になつております。これは私、全文持つております。提案書の全文を持つておりますが、この随意契約を私ども、これは会計法二十九条違反、そしてまた、最後のページから二枚目ですかね、載せておきます。これは私、全文持つております。提案書の全文を持つておりますが、この随意契約を私ども、これは会計法二十九条違反、そしてまた、最後のページから二枚目ですかね、載せてお

りますが、予算決算及び会計令の九十九条の六と

いうのがあるんですが、これは、一契約担当官等

は、随意契約によろうとするときは、なるべく二

人以上の者から見積書を徴さなければならない。

という規定もございます。そして、会計法二十九

条の規定は、平たく言えば、よっぽどのことがな

い限りそれは競争入札をしなければいけない、一

般競争入札が原則であると。それで、緊急を要す

るときは少數の者が指名競争をしてもいいと。そ

れから、随意契約もあり得るけれども、随意契約

の場合は極めて限られているんだ。これは、緊急

性と、ほかに競争がないという独創性といいます

が、それがなければならないんだという極めて厳

しい限界がついているわけでございます。ところ

が、この両方にひっかけて、緊急性もあり、そし

て独創性もあるから随意契約をしたんだ、こうい

う筋立てに政府側はなつていています。

ところが、この十二月十五日の「郵政民営化・

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じやないんです、実は。インフォメーショングラフィックスという手法が使われている、これは極めて特殊な技法だから、これは特別で、このスリード社しかやれないんだというかのとき御答弁があつたと私は思いますが、私は、そうではない、まずその独創性の方も問題がある、こう思っています。

○インターネットで調べました。そしたら、

インフォメーショングラフィックスというのは、

今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときからもう出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、イン

フォメーショングラフィックスの。ですから、か

なりの人がこのインフォメーショングラフィック

という手法については熟達していますし、そこ

を開いても、そのスリード社の社長の谷齋さんと

いう名前なんか出てこないんですね。木村さんと

いう教授の方が第一人者として大変有名でありますけれども、谷齋さんはこれに縁んで出てきたり

はしてきておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ポピュラーに使われている手法であるということが判明をいたしました。

○林政府参考人 お答えいたします。

今までの林審長ですか、あるいは

中城準備室長ですかね、この手法が極めてユ

ニーカで、ここしかできないからここに随意契約

をせざるを得なかつたんだという御答弁はそのま

ま変更はないのかどうか、私の話を聞いた上でお

答えいただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだ

ことでインフォメーショングラフィックスなどを

挙げているということについて、そうではないん

ではないかというお話だと思いますが、当時、郵政

民営化が、今もそうでござりますけれども、最も

要課題でありまして、それをタスクフォースとし

てどうやって積極的に広報していくかというこ

とでやつてきたわけでございます。

そうした中で、今お話をございましたように、

これは私どもが、十五日にも、十五日というの

先週の十五日でござりますが、お答えしましたよ

うに、十二月十五日にスリード社からタスク

フォースに対しまして企画が提案されました、こ

れは、通常の新聞・雑誌の媒体というものとは違

う、斬新ですぐれたものと総合的に判断して、こ

れを実施したわけでございます。

その上で、今のお話をございますけれども、判

断に当たりましては、折り込みチラシという媒体

が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が

高く、また、精読率、じっくり読むという率が高いと判断したわけでございます。また、さらに、

折り込みチラシという媒体について……(発言す

る者あり)今お答えいたしてあるわけでございま

すが、その折り込みチラシという媒体におきまし

て、今のインフォメーショングラフィックスでござりますか、グラフなどを、そのままグラフとい

う形ではなくて、わかりやすい形で表現するそ

うものでございますが、これは政府広報として

は日ごろ使いませんし、そういう意味で非常に効

果的な手法であるということ、それから、最終的

に、テリー伊藤氏のような、日ごろ政府広報で出

演することの少ないタイプのタレントを起用す

る、そういうことを総合的に勘案したというこ

とでござります。

○五十嵐委員 今のは全くお答えになつてい

ません。今のは、インフォメーショングラ

フィックスを採用することになつた経緯をお話し

になつただけで、それは別に、インフォメーション

グラフィックスというふうに思ひ

せてやるというのが普通の姿だというふうに思ひ

ますが、そうじゃないんですか。

インフォメーショングラフィックス、今私が言

いましたけれども、「國説 インフォメーション

グラフィックス」という本がありまして、その宣

伝文句、「今いたるところで見やすいインフォ

メーショングラフィックスを目にします。」こう書

いてあるんです。至るところで目にすることです。

私は、実は広報室を責めようと思つていません。

広報室は抵抗したんです。その抵抗を竹中大臣周

辺の方が無理やり抑え込んで実は隨意契約に持ち

込んだというふうに認識をしておりまして、これ

は、広報室はコンプライアンスを守つて法律どお

りにやろうとしたんですよ。その抵抗の跡がよく

わかるんですね。どういう内容になつているかわ

かりません、こう言つているんですね。

ですから、十五日、この十七日の時点で、具體

的に判断したと/or して、もうなんですか、簡潔にお答

えください。

○林政府参考人 この折り込みチラシの広報につ

いて、それから、今言いましたように、折り込

みチラシという媒体自体が、新聞に比べまして保

ることにつきまして、そういうグラフなどを、その

ままではなくて、よりわかりやすい形で表現する

ということで、政府広報としては珍しい方法とい

うこと、それから、今言いましたように、折り込

みチラシという媒体自体が、新聞に比べまして保

存され読み返される可能性が高い、また、精読率

が高いたと判断したわけでございます。また、今申

し上げましたような、テリー伊藤氏のような、日

ごろ政府広報で出発するこの少ないタイプのタ

レントを起用する、そういう企画全体を総合的に

勘案したということでお答えします。

○五十嵐委員 ですから、中身について具体的な

提案がそのときにあつたんですか、なかつたんで

しようということ。インフォメーショングラ

フィックスについてはわかりましたよ。それにつ

いてはそれを採用しましようと、それは、確かに

谷齋さんの御功績でそういうのが皆さんのところ

に周知されたということはわかりましたけれど

も、しかし、具体的なチラシの内容についての御

質問についてはわからましたよ。それにつ

いてはそれを採用しましようと、それは、確かに

谷齋さんの御功績でそういうのが皆さんのところ

に周知されたということはわかりましたけれど

も、しかし、具体的なチラシの内容についての御

質問ではなかつたんでしよう。

○五十嵐委員 国会の場を侮辱されては困ると思

います。私どもはちゃんと調査しているんですけど

よ。ちゃんと調査しているんです。

○五十嵐委員 順序を間違えてしまつたんで

す。どういう広報を実際に実施するかについてど

ういう検討状況になつているのかよくわからな

いのですというふうな情報があなたの方の中でやり

とりされているんですね。これは、内閣広報室の

方の存じませんが、私どもは、先ほど申し上げ

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じやないんです、実は。インフォメーショングラフィックスという手法が使われている、これは極めて特

殊な技法だから、これは特別で、このスリード社しかやらないんだというかのとき御答弁があつたと私は思いますが、私は、そうではない、まずその独創性の方も問題がある、こう思つています。

○インターネットで調べました。そしたら、インフォメーショングラフィックスというのは、今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときからもう出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、インフォメーショングラフィックスの。ですから、かなりの人がこのインフォメーショングラフィック

という手法については熟達していますし、そこを開いても、そのスリード社の社長の谷齋さんという名前なんか出てこないんですね。木村さんという教授の方が第一人者として大変有名でありますけれども、谷齋さんはこれに縁んで出てきたりはしてきておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ポピュラーに使われている手法であるということが判明をいたしました。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだことでインフォメーショングラフィックスなどを挙げているということについて、そうではないんではないかというお話だと思いますが、当時、郵政民営化が、今もそうでござりますけれども、最も要課題でありまして、それをタスクフォースとし

てどうやって積極的に広報していくかというこ

とでやつてきたわけでございます。

そうした中で、今お話をございましたように、

これは私どもが、十五日にも、十五日というの

先週の十五日でござりますが、お答えしましたよ

うに、十二月十五日にスリード社からタスク

フォースに対しまして企画が提案されました、こ

れは、通常の新聞・雑誌の媒体というものとは違

う、斬新ですぐれたものと総合的に判断して、こ

れを実施したわけでございます。

その上で、今のお話をございますけれども、判

断に当たりましては、折り込みチラシという媒体

が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が

高く、また、精読率、じっくり読むという率が高いと判断したわけでございます。また、さらに、

折り込みチラシという媒体について……(発言す

る者あり)今お答えいたしてあるわけでございま

すが、その折り込みチラシという媒体におきまし

て、今のインフォメーショングラフィックスでござりますか、グラフなどを、そのままグラフとい

う形ではなくて、わかりやすい形で表現するそ

うものでございますが、これは政府広報として

は日ごろ使いませんし、そういう意味で非常に効

果的な手法であるということ、それから、最終的

に、テリー伊藤氏のような、日ごろ政府広報で出

演することの少ないタイプのタレントを起用す

る、そういうことを総合的に勘案したというこ

とでござります。

○五十嵐委員 今のは全くお答えになつてい

ません。今のは、インフォメーショングラ

フィックスを採用することになつた経緯をお話し

になつただけで、それは別に、インフォメーション

グラフィックスについてはわかりましたよ。それにつ

いてはそれを採用しまようと、それは、確かに

谷齋さんの御功績でそういうのが皆さんのところ

に周知されたということはわかりましたけれど

も、しかし、具体的なチラシの内容についての御

質問ではなかつたんでしよう。

○五十嵐委員 国会の場を侮辱されては困ると思

います。私どもはちゃんと調査しているんですけど

よ。ちゃんと調査しているんです。

○五十嵐委員 順序を間違えてしまつたんで

す。どういう広報を実際に実施するかについてど

ういう検討状況になつているのかよくわからな

いのですというふうな情報があなたの方の中でやり

とりされているんですね。これは、内閣広報室の

方の存じませんが、私どもは、先ほど申し上げ

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じやな

いんです、実は。インフォメーショングラフィッ

クスという手法が使われている、これは極めて特

殊な技法だから、これは特別で、このスリード社

しかやらないんだというかのとき御答弁があつ

たたと私は思いますが、私は、そうではない、まず

その独創性の方も問題がある、こう思つています。

○インターネットで調べました。そしたら、

インフォメーショングラフィックスというのは、

今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときか

らもう出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、イン

フォメーショングラフィックスの。ですから、か

なりの人がこのインフォメーショングラフィック

という手法については熟達していますし、そこ

を開いても、そのスリード社の社長の谷齋さんと

いう名前なんか出てこないんですね。木村さんと

いう教授の方が第一人者として大変有名でありますけれども、谷齋さんはこれに縁んで出てきたり

はしてきておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ポピュラーに使われている手法であるということが判明をいたしました。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだ

ことでインフォメーショングラフィックスなどを

挙げているということについて、そうではないん

ではないかというお話だと思いますが、当時、郵政

民営化が、今もそうでござりますけれども、最も

要課題でありまして、それをタスクフォースとし

てどうやって積極的に広報していくかというこ

とが、よくわからないんですね。これは、内閣広報室の

方の存じませんが、私どもは、先ほど申し上げ

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じやな

いんです、実は。インフォメーショングラフィッ

クスという手法が使われている、これは極めて特

殊な技法だから、これは特別で、このスリード社

しかやらないんだというかのとき御答弁があつ

たたと私は思いますが、私は、そうではない、まず

その独創性の方も問題がある、こう思つています。

○インターネットで調べました。そしたら、

インフォメーショングラフィックスというのは、

今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときか

らもう出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、イン

フォメーショングラフィックスの。ですから、か

なりの人がこのインフォメーショングラフィック

という手法については熟達していますし、そこ

を開いても、そのスリード社の社長の谷齋さんと

いう名前なんか出てこないんですね。木村さんと

いう教授の方が第一人者として大変有名でありますけれども、谷齋さんはこれに縁んで出てきたり

はしてきておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ポピュラーに使われている手法であるということが判明をいたしました。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだ

ことでインフォメーショングラフィックスなどを

挙げているということについて、そうではないん

ではないかというお話だと思いますが、当時、郵政

民営化が、今もそうでござりますけれども、最も

要課題でありまして、それをタスクフォースとし

てどうやって積極的に広報していくかというこ

とが、よくわからないんですね。これは、内閣広報室の

方の存じませんが、私どもは、先ほど申し上げ

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じやな

いんです、実は。インフォメーショングラフィッ

クスという手法が使われている、これは極めて特

殊な技法だから、これは特別で、このスリード社

しかやらないんだというかのとき御答弁があつ

たたと私は思いますが、私は、そうではない、まず

その独創性の方も問題がある、こう思つています。

○インターネットで調べました。そしたら、

インフォメーショングラフィックスというのは、

今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときか

らもう出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、イン

フォメーショングラフィックスの。ですから、か

なりの人がこのインフォメーショングラフィック

という手法については熟達していますし、そこ

ましたように、十二月十五日に出たものから十七日にピアリングを始めまして、その後、打ち合わせそれからいろいろな電話のやりとり等も含めまして精効的に検討したわけでございます。それで、斬新なものであるこれを採用するということです、十二月二十八日に契約を考えたわけでございます。

以上でございます。

○五十嵐委員 いやいや、これは谷越さん自身も、ラフ案を出したのは一月七日だと認めているんだから、だめなんですよ、実は、これはだめなんです。全くうそでございます。

それから、本当に責めたくないんですけども、十二月二十四日に準備室から広報室あてに、この案を採用してください、そういう要請文を出したというふうにこの委員会に紙が出てまいりましたけれども、この日付も事実ですか、中城さん。

○中城政府参考人 前に御説明しましたように、この十二月二十四日の資料というのは、準備室から政府広報室に、このスリード社の企画についての政府広報をお願いするということで二十四日付に出したものでございます。

○五十嵐委員 それは、十二月二十四日付で出したのは確かにですが、この準備室からの要請文が出てきたのは一月の十四日のはずです。なぜならば、十二日まで見積書が出てこなかつたからです、スリード社から。出せ、出せと言つて十二日に見積もりが出てきて、それも最終的な見積もりではありません。最終的な見積もりは何と一月の二十四日です。なぜか。それは、朝日オリコミ広告社から折り込みの見積書が出てこなかつたからですよ。

どうですか。これは、十二月の二十四日に決めて要請文を出したというは、うそじやありませんか。

○中城政府参考人 申し上げておりますように、この十二月二十四日付の書類というのは、この決裁をつくるために、この決裁に必要な書類とし

て、準備室から広報室に、こういう企画をお願いしたいということでございます。(発言する者あり)

○二階委員長 ちょっと速記をとめてください。

○二階委員長 (速記中止)

五十九歳文彦君。(発言する者あり)

では、改めて、速記をとめてください。
〔速記中止〕

○二階委員長 では、速記を起こしてください。

五十嵐文彦君。(発言する者あり)

では、改めて、速記をとめてください。

○二階委員長 〔速記中止〕

五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 もう一回、事実だけ端的に確認をさせていただきたいと思いますが、それでは、スリード社からこのチラシに関するラフ案が出来たのはいつですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私はもは、十二月二十八日にラフ案というのには既に説明は受けております。向こうから提出を受けております。一月七日にもそれと同じようなものが出ていたということかと思いますけれども、さつき言いましたように、ずっと詰めている中で、十二月二十八日にラフ案が出ておったわけでございます。

○五十嵐委員 こまかそそうとしてお気持ちはわかるんですけれども、七日にも同じような案が出来ましたという御答弁だったんですね。七日にラフ案が出てきたということは認められたんだと思います。要するに、私の指摘したこと、ラフ案が出たのは七日でしようというのは認めたんですね。

ただ、二十八日に出てきた案というのは、です

から、この間社委員が指摘をした、朝の七時七分

に来たメールなんですね。そのメールを、実は皆

さんのもとに今お手元に資料でお配りしてあります。

これは個人情報が入っていますので、谷越さんは携帯電話も入っていたんですが、消してあります。谷越さんからこういうことを、岸秘書官と電話でお話しすることができたと詰めています。

○向井政府参考人 お答え申しあげます。

先生おっしゃるとおり、会計法の要件としまし

は。なぜ岸さんとの間で詰めなきゃいけなかつたのかとも後でお話をしますけれども、そのときに、大体の話が岸さんと詰めた中で、もともとこれはほとんど準備室で用意していた案と同じです。準備室案なんですよ。(1)にテリー伊藤、(2)に村上龍氏と書いてあるのも、これは、準備室がもともと大臣の希望でこういう対談を入れたいということを言つていてなんです。

これはラフ案とは言えないと。だつて、ラフ案というのは、どういう絵柄で、どの場所にどういうのを内容で入れましようというふうに書いてくるのがラフ案ですから。これは、單に大まかに方針を書いて、それで大臣秘書官と話をしましたと、いうことの報告ですから。この朝七時七分に来たばかりですよ。その中で緊急性というのも書いてあるんです。すぐ、きょうがタイムリミットです、そうでないと六日に用紙の手配ができるません

んということが書いてある。これは単に業者さんとの都合なんですね。しかも、この業者さんの都合

は、最初お話をひそかにしていたのは大日本印刷だけれども、断られてしましましたと、小さい会社だから。それで、急に凸版印刷と話をしなきやなりませんと。そこで、用紙の手配をするのにタ

イムリミットですから、事実上の契約を早く急いでやつてください、年末にしてください。これ

は業者さんの単なる都合なんですよ。何がタイムリミットなんですか、これは。タイムリミットでも何でもないんですよ、実は。こういうものをタ

イムリミットと言うのなら、会計法も、先ほど紹介いたしましたあの会計令も意味がなくなつてしまふんです。そう思いませんか。

この会計法の有権的解釈は、実は財務省の主計局法規課が担当しております。法規課長さん、この

解釈は、私は、かなり厳密に緊急性というのは、例えば災害があつたとか、そういう緊急性というのはかなり厳密に解釈されなきやならないと思いませんが、いかがでしようか。

井上秘書官より竹中大臣に本日午前おみせし

て、大臣の了解をえました。なお、想定問答の

前提として、「スリード社からは、十二月十五

日にはラフな素案がでてきて、二十四日に、より

具体的な案をもとに先方からピアリングもし、

二十八日に幹部まで了解をとつてゴーサインを

だした、契約の日付も、二十八日までさかの

ばつてもらう、「という日付の整理になつてお

ります。

まさに白状しているんじゃないですか。後から

取つてつけた日付の整理だというのは、ここで明

らかじゃないですか。

どうなんですか、これ。こういう日付の整理を

後から考えたということでよろしいですか、広報

○林政府参考人 今おっしゃいましたわけでござりますけれども、そういう真偽が定かでないものもととなっておりますラフ案、イメージ案でございますけれども、私が申し上げたいのは、このお話を言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

林大臣官房政府広報室長、再答弁を求めます。

○林政府参考人 ただいま、真偽が定かでないといふようなことを申し上げましたことにつきましては、取り消させていただきます。

ただ、私が先ほどから申し上げておりますのに、十二月二十八日にラフ案があり、そういうそれまでのいろいろな相手との情報交換、詰めき

た中で、これが斬新なアイデアとして政府広報として適当であろうという判断をしたということです。これは作成はいつかということでおさげます。

○中城政府参考人 十二月二十四日付の文書に申し上げておるわけでございます。

○中城政府参考人 これは作成はいつかということでおさげますけれども、この手続は、決裁書につける資料でございまして、この決裁書は十一月二十八日付の決裁文書を作成する前につくったといふことでございませんが、その時期につくられたものだと思います。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

中城内閣審議官、再答弁を求めます。

○中城政府参考人 十二月二十四日付の資料の手続を申し上げましたが、十二月二十四日につくられたのではないという点では訂正いたしました。

○五十嵐委員 時系列で一応整理されたペーパーがありましたよね。あのときに、この紙の日付だ

けわざと抜かしてあるんですよ。だからおかしいと思うんですよ。そういう「まかしをやろう」とするかられるんですよ。私もほんとに調べていますから。

もうおわかりになつていてると思うんですが、あなた方は私の資料がうそだと言わんばかりのことをおわかれていますけれども、これはやはり、どこを言われていますけれども、これはやはり、どこにでも義憤を感じる人はいるんですよ、アンフェアなことをやれば。これは違法性は阻却されま

す。完全に法に反したことをやるのを告発するため情報提供する方がおられるということだと私は思います。それで、私はかなりのものを入手しておりますけれども、十分に注意をしておりま

すから、決して正義に反するようなことをおやりにならないということが大事だと思いますが。

そこで、なかなかお立場からはこれが内部資料だということをお認めになりがたいとは思つんでいますが、ですから事実に即して話をしましようといふ話をしているのであって、私が最初にお示しをした⑤の資料、スリード社からの資料、これはお認めにならないというお立場ですか。それとも、この内容が先ほど言つたラフ案というのと同じか違うか、そのことだけお伺いをまずしたいと思ひます。

○林政府参考人 御答弁申し上げます。

この⑤と今おっしゃつた、そういうことではないとお程はわかりませんが、その時期につくられたものだと思います。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

○中城政府参考人

十二月二十八日の文書につきまして、この手続は決裁書を作成する前につくったといふこと

うことですございませんが、その時期につくられたものだと思います。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

○中城内閣審議官、再答弁を求めます。

○中城政府参考人 二月二十四日付の資料の手続を申し上げましたが、十二月二十四日につくられたのではないという点では訂正いたしました。

○五十嵐委員 時系列で一応整理されたペーパーがありましたよね。あのときに、この紙の日付だ

ないんです。そうでしょう。私は知り得ないです。勝手にこんなものをつくれるはずがないんです。ですから、これは事実かどうかを確認させてもらいますから。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、これ、この文章が本物の文章かどうかをおわかりにならぬであります。このラフ案といふものにつきま

べて、合っているとか。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、

ここにお示しになつているものとラフ案は違うわ

けでございます。このラフ案といふものにつきま

しては、今から捜してお出しますようにいたしま

す。

○五十嵐委員 午後にまたこの質問を残します。

○林政府参考人 お答えいたします。

先ほどから申し上げておられますように、ラフ案

というのは、手がきのイメージ等が入ったもの

で、それを十二月二十八日に受領しておるという

ことを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 全部答えていないんですね。

では、そのことについても聞きました。その

手がきのラフ案は、こういう手段で来られました

といふのは、手がきのイメージ等が入ったもの

で、それを十二月二十八日に受領しておるという

ことを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 全部答えてないんですね。

では、そのことについても聞きました。その

手がきのラフ案は、こういう手段で来られました

といふのは、手がきのイメージ等が入ったもの

で、それを十二月二十八日に受領しておるという

ことを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 全部答えてないんですね。

では、そのことについても聞きました。その

手がきのラフ案は、こういう手段で来られました

といふのは、手がきのイメージ等が入ったもの

で、それを十二月二十八日に受領しておるという

ことを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 今ここに、この私が示した資料の

中に示された事実が、実際に室長が認識されてい

る事実と相違するのかどうかをお答えください。

○林政府参考人 再度申し上げますけれども、ラ

フ案というのは絵がかかるておるわけでございます。

それで、おっしゃつておるこれはラフ案とい

うこととは違うわけでございまして、我々はラフ

案について搜すということを今申し上げたわけでございます。

○二階委員長 林広報室長、林広報室長、答弁、

きちつと質問に答えなさいよ。——いやいや、そ

らぐらいかかるとか、写真にどれぐらいかかつて

の前に、この資料はあなたの考えていることに合っているのかどうかと聞かれることに対し

て、合っているとか。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、

ここにお示しになつているものとラフ案は違うわ

けでございます。このラフ案といふものにつきま

しては、今から捜してお出しますようにいたしま

す。

○二階委員長 午後に引き続き会議を開きます。

○二階委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二階委員長 午後一時から委員会を再開するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

○二階委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

したがって、かなりこの谷越さんからのメールと
いうのは信憑性が高いものと御判断をしていただ
いて、「一般の方には結構なんだろう」と思います。
その中に入っているのは、岸秘書官と電話で、
これは二十八日のメールですから、二十七日に電
話でやりとりをして決められたということが書い
てあるんですね。それをむしろうのみにしてこの
実質合意というものがなされた。その中身は、六
日に用紙を手配しなきやいけないというデッドラ
インが設定されている。だけでも、実際にそれ
は本当のデッドラインではないでしょう。デッド
ラインではないんだと思うんですね。その逆算
が、二月の六日までに予算委員会の実質審議が始
まる、それまでにフライヤー、折り込みチラシを
千五百万部まかなければならないから、逆算する
と、六日の用紙手配、これがデッドラインだと。
これが緊急性のものになつていてるわけですね、主
張されるもとにになっている。

だけれども、その二月の六日の予算委員会の始
まる前のチラシ配布が絶対条件だということと自体
が恣意的な要件であって、物理的な、客観的な制
約要件ではないわけですね。なぜなら、国会も開
かれていませんから、大体、予算委員会がいつか
始まるか、実質審議がいつから始まるかなんて
決まっていないわけです。この時点で決まつてい
るわけがないわけです。ですから、そのこと 자체
が、緊急性がないという証拠になるんではないで
しょうか。

どうして、二月の六日から逆算して一月の六日
の用紙手配がデッドラインだということを認定さ
れたんでしょうか。本来ならばこれは会計課が通
合わせるためには、年末年始を挟むわけでござ
りますので、その後、千五百万枚の印刷そ

れから折り込み配布という手順を見込んで、そう
いうことで二月二十八日に実質的な契約をした
わけでございます。(発言する者あり)

○二階委員長 答弁中はお静かにしてください。

○五十嵐委員 答えになつていいんですね。
ですから、六日に必要だというのは、業者さん
のことをうのみにしたデッドラインなんですね。
そうじやないんですね。もう一度お答えください。
○林政府参考人 今申し上げました。そのうのみ
が六日に用紙手配しないとだめなんですと言つた
ことが、この十二月二十八日実質契約合意の根拠
なんですね。もう一度お答えください。

○林政府参考人 今申し上げました。そのうのみ
といふようなことはなく、当時、先ほどから言
いましたように、日々議論をし、向こうから情報を
とりながらやつたわけで、その結果として、用
紙の手配というのが明け早々に必要という判断
をいたしまして、十二月二十八日に実質的な契約
の合意に達したわけです。それは、先ほど言いま
したように、中身の新鮮性、それから、今言いま
したような紙の手配、それは両方あつたわけでござ
います。

○五十嵐委員 それでは竹中さんに御質問したい
と思いますけれども、竹中大臣が、二月の六日ま
でにどうしてもそのフライヤーを、チラシを配布
することが必要だと、そこのデッドラインを設定
されたのは竹中さん御自身でありましょうか。

○竹中国務大臣 デッドライン等々について具体的
的な指示等々をしたことはございません。

○五十嵐委員 では、何で二月の六日までにまか
なければならぬということが出てきたんでしょ
うね。竹中さんは御指示されたことがない。それ
では、それは準備室の方で二月の六日までにまく
ことが必要だということを判断されたということ
ですか。中城さん。

○林政府参考人 私どもとしては、二月の六日と
いいますが、一月の末、二月の六日、そういうと
ころまでにということが必要であり、それに間に
合わせるために、年末年始を挟むわけでござ
りますので、その後、千五百万枚の印刷そ

施しているところから、できるだけ早い時期に広
報が求められるということで、国会で本格的な議
論が始まる前に実施する必要があるというふうに
考えていたところでありまして、そういうこと
で、チラシについても二月上旬までに実施したい
といふうに考えていましたとございます。

○五十嵐委員 そうすると、竹中さんは指示はし
ていないけれども、準備室の方で二月の上旬まで
にまくことが必要だという判断をし、それがデッ
ドラインになつたということだと、今の答弁は重
ねるとそういうことになるんだと思いますが、竹
中さん自身は、岸秘書官が実際にはスリード社と
の御連絡をやつていたわけですから、テリー伊藤
さんとの対談が入るとか、二月の六日までにまく
ためにこういうスケジュール調整が必要だとい
うことは知つていただけですね。

○竹中国務大臣 私の秘書官のことがいろいろ出
ておりますが、秘書官、政務秘書官やその他事務
官から確認したところを申し上げたいと思いま
す。

まず、広報はできるだけ早くというのではなく
方針を決めた後からのこれはもう幅広い政府内部
での合意であった、できるだけ早い方がいいとい
うのは、そういう合意があつたというふうに思
います。

それで、谷越さんにつきましては、私が聞いて

おります範囲では、既に十二月の半ばころから、
事務方と企画の内容を議論して詰めを行つてた
と聞いております。十二月二十日ごろか二十日過
ぎだったと思いますが、私のところで、このフライ
ヤーをやりたいということ、そして、ついては
私に出てくれないかということ、これは大臣室で
説明がございました。私は、それはおもしろい
ね、出るよということを申し上げました。これは
既に御答弁をしているかと思います。

それで、その後でございますけれども、その二
十日過ぎの会議で私が出るよというふうに申し上
げてから、いろいろこれは事務的に一生懸命詰め
いたのだと思います。それで、谷越さんから私
の声を聴取して法案作成に反映させたりして実

の政務秘書官には一度ほど電話があつたと聞いて
おりますが、年の瀬も迫つてることから、谷越
さんとしては、準備室の事務官ともよく相談をし
た、そしてその相談の上で、出演者である私の側
の感触を、以前からたまたま谷越氏が面識のあ
った私の政務秘書官に確認の電話をしたということ
でございます。

内容は、対談相手はだれがいいと思うかとい
う第一点だったと聞いております。スケ
ジュールは事務官と相談しているようなテンポで
いいかということであつたと聞いております。そ
して、非常にポジティブなイメージのインフォ
メーショングラフィックスでいきたいけれども、
いいかということであつたと聞いております。こ
の点に関して私の政務秘書官は、大枠としてはそ
れで問題ないと思うから事務官とよく相談してほ
しいということを伝えた、そして対談相手につい
ては、テリー伊藤さんがよいのではないかとい
う示唆をしたということをごぞいます。

その後、政務秘書官から私に対しては、そのよ
うなやりとりがあった、対談相手としてはテリー
伊藤さんがいいと思うと伝えたという報告を私は
もらいました。私はその報告を、それはいいん
じゃないかというふうに受けたということをごぞ
います。

○五十嵐委員 先ほどの答弁とちょっと違います
よね。最初からテリー伊藤さんでなきやならない
ようなことを谷越さんは言つてたと、こう言つ
ていた話なんですが、最初からの提案で。そ
うじゃなくて、対談相手はどなたがいいですかと
言つたら、大臣サイドの方からテリー伊藤がい
いではないかと示唆したと、こういう今の答弁で
すから、そもそも食い違つてますね。それ
はどういうことなんですか。

○林政府参考人 テリー伊藤さんは一番初めのこ
ろから候補の一一人としては挙がつてたわけで、
それが最終的にテリー伊藤さんということで、先
ほど言いましたように、私どもとしては、政府広
報として斬新であるということの要因の一つでご

ざいます。

○五十嵐委員 ですから、大臣の方からかなり、大臣というよりは、むしろ準備室の方がかなりおせん立てをした内容なんですね、これは。ですから、実は政府広報室の皆さんは、こういうやり方では危ないということでかなり抵抗やちゅうちょを示されているんです。

政府広報室から郵政民営化準備室あてに担当者のメールが行っているんですねけれども、その中折込ちらしの件も、政府広報室としては、あえてニッポンナウがあるのに、全くあたらしいどここの馬の骨だかわからんところと契約することにきめる場合は、それ相応の責任をとつてい

ただく必要があるし、会計課に対してもつような説明ぶりは当然準備室できちんと準備してしまった、S社だと時間がかかりそうだからって急にあとから「ニッポンナウ」を大至急なんとかしろ、なぞとまかりまちがつてもいうことはないようしてください。

こういうメールが準備室あてに広報室から出ているんですね。抵抗しているんですよ。余りにもひどいじゃないか、これは会計課に説明がつかないじゃないか、だから、説明がつくよう日に付等のつじつまを合わせてくださいね、あるいは、緊急性と独創性のつじつまを合わせてくださいね、私どもの方は責任持てませんよ、こういうメールが出ているんですが、これは事実と違いますか。

○林政府参考人 個別のことと申しますより、先ほど申し上げましたように、十二月の十七日にヒアリングを始めまして、そのときに、タスクフォース、その中に、準備室、私ども、両方のスタッフがいるわけでござります。その中でよいものを作るためにいろいろな議論が闘わされた。その中に今のようなものがあるんであれば、それは感情的なもので、言葉 자체は好ましくございませんけれども、いろいろな面から検討していくと

いうことは事実でございますので、今の、何といいますか、非常にいろいろな面から検討しておつぜん立てる内容なんですね。これは、デマケの、つまり、デマケで粗張りを整理した後の電通からの資料になつてあるわけでございます。数字の資料ですからはつきりわかると思うんですけど、このとおりで間違ありませんか。

○林政府参考人 お答えいたします。
確かに、今、五十嵐委員からお話しありましたように、私どもは、重要な広報に使うというそういう答弁ですね。聞いている皆さんもわからぬでしよう、今の答弁じゃ。要するに、なぜこういうことになつたのか、私もなかなか推理が難しいんですよ。

それで、これは広報の仕組みに遅因があるんじゃないかなと思うんですね。この広報予算といふのは、大体大枠を決めて、政府の重要課題ですから、郵政の改革、郵政民営化についてはこのぐらいの枠をとろうと枠取りを最初からしてあつたのですが、かなり安定的なところに、例えば電通に枠取りがしてあつた、その枠取りを途中で変えなきゃいけないので、どこの馬の骨かわからないと書いてありますけれども、余り実績のないところに発注して、後で責任がかかるようになります。だから、その電通の持ち分を引きはがすにはそれ相応の理由が必要であります。ですから、その電通の持ち分を引きはがすにはそれ相応の理由が必要であります。ですから、ちょっと私も、もちろん個人別があれでけれども、これは電通の何かと言わざれども、これは本当に私は記憶にございませんし、それは、いろいろな提案は出てくることはもちろんあるわけですが、本当に私、それしか……

(発言する者あり)
○林政府参考人 以上でございます。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

○二階委員長 速記を起こしてください。

ただきたいと思うんです。これは電通から送られた資料なんですね。これは、デマケの、つまり、デマケで粗張りを整理した後の電通からの資料になつてあるわけでございます。数字の資料ですからはつきりわかると思うんですけど、このとおりで間違ありませんか。

○林政府参考人 お時間をお時間をお時間をいただいて調べたいと思います。申しあげございません。

○五十嵐委員 いやいや、これ重要なんですよ。この書類に、今調べたいと言つていますが、これに付随している短い文書がありまして、その中に、「なお、この中には知識人対策の五千万円は含まれていません。」という言葉があります。この「知識人対策」というのは何でしょうか。この知識人対策の五千万円というのは何でしょうか。御存じじゃないですか。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

○二階委員長 速記を起こしてください。

知する立場にないことを御理解いただきたいと思
います。

○五十嵐委員 ちょっと待ってください。要するに、緊急性は個別に判断するんだと言つけれども、こんなに先の話を緊急だということはあるんですか。

しかも、実際には第二弾が用意されていて、第二弾は三月か四月にまくことになつていて、第二弾は一億五千万円だつたはずなんです、これは一億五千万じやなくて、第二弾は都合でやめられたんです。第三弾は、ですから、コンベしなどその緊急性にひつかかるから多分やめたと思うんですよ。合計三億円だつたはずなんです、これが二月の六日のものも結局は二月の二十日になります。延ばせたんですよ。一週間も延びちゃつたんです。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。これは緊急性じゃないじゃないですか。おかしいんじゃないですか、この緊急性の判断。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。私は、会計法の制度は所管してございますが、その会計法上、個々の契約につきましては、各省各府の長が責任を持つて判断することとされていますので、詳細を承知する立場にないことは御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 個別のことを言つていな
いんです。そういう一般論としてこんなに緊急性の解釈が幅広くいいんですかというのを申し上げて
いるんですから、あるいは前例があるんで
すか。さかのほりについて、では改めてお伺いし
ます。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき姿だと思いますが、したがいまして、一般論を

申し上げれば、さかのぼることは好ましいことで
はないと思います。

ただ、国の契約につきましては、森羅万象、種々ございます。その個々の具体的なものにつきまして、さかのぼる合理性のあるものもあるもの

ですから、さかのぼったからという一言をもつて違法だとは言えないと考えております。

○五十嵐委員 私、それもちゃんと法規課に聞いて確かめているんですよ。

さかのぼることはできるのは、例えば物理的な要件です。契約に郵送を使って、その郵便のやりとりの期間これはさかのぼるということが可能で

す。それから、四月一日に一齊に各省庁で清掃等をする、そういう大量の契約を一遍にやるというときは、そんな集中的にやれませんから、合理的に後からさかのぼって四月一日契約に直すという

ようなことがあるんです。しかし、こんなに長期にわたつて、理由なくさかのぼるという例はないはずです。

どうしてこんなことが認められるんですかねと
言つたら、不思議ですねと法規課の担当官は言わ
れました。不思議です、いろいろ疑問があります
ということを法規課自身が言つたんですよ。それ
は、不思議ですねと言うのが精いっぱいだったと
思うんですが、これはかなり違法性が強いという
ことだと思いますが、いかがですか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。
一 般論でございますが、基本的に先ほど申
し上げたとおり、その日付でやるのが原則でござ
います。特に、長期にさかのぼるのは必ずしも好
ましいことは思つてございません。

○五十嵐委員 先ほども言いましたように、最終的に、朝日オリコム社、これは朝日新聞の関係会社のようですが、朝日オリコムが実は折り込みの見積もりを出してきたのは一月の下旬なんですね。ですから、相当さかのぼっているんですよ、これは、めちゃくちやなさかのぼり方なんですね。ですから、これは異常なんですね。何でこれは

ます。それから、もう一つ重大なことは、これはやはりさかのぼつていい点ですよ。さかのぼつて今まで
すね。こんなにさかのぼることが認められるんで
すか。さかのぼりについて、では改めてお伺いし
ます。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき姿だと思いますが、したがいまして、一般論を

は、これは不思議でたまらないんですね。
それから、先ほど言いましたように、デッドラ
インも延びました。事実上デッドラインはなかつ
たと同じなんですね。二週間延ばしちゃつたんで
すよ。

そのときにいろいろな問題が生じました。その
ことは、資料の十三ページをごらんください。こ
れは、役所の中でいろいろ問題点を、さすが役所
ですね、整理したんです。これはなぜ延びたかと
いうと、二月の二日に自民党の総務部会で、決
定どおりましていいか。それから、文書の内容
も、今までどおりのバラ色案を出しているもので
すから、与謝野政調会長さんの方から、いや、先
細り論で統一しろとこう言われて、先細り論に変
更するかどうかというものが政府部内で問題にな
つたんですよ。それで、修文をするかどうか、延期
をするかどうかの問題点を整理したのがこの十三
ページの表でござります。

これは政府部内の検討でこういうことになつた
んですけど、この検討は、これは政府の中から出た
ものではないと言い張られますか、それとも、こ
れはどうも政府部内で検討した経過と一致する
とお答えになりますか。

○中城政府参考人 この資料は、事務的に事務官
が何か考え方を整理したものであるかと思ひます
けれども、五十嵐委員が言われたような、要する
に、延期するかどうかということについての事務
的議論があつたただということだと思います。

○五十嵐委員 要するに、この資料を事実と認
めたということですね、今のは、そういうふうに解
釈できると思うんです。

何しろ二月六日に千五百万部ですから、千五百万
部を印刷させてまく予定だつたのが、二週間とめ
置かれて、これは三週間かけないといろいろな変

更ができないといふお答えが事務官から上がつ
たので、これは竹中さんが決断で、いや、もと
の文章のまま修正もしないでまいてしまえとい
ふことで、二月の二十日に実はチラシ配布をする
ことにしたということなんですが、それで間違いあ
りますか。そういう経過だったと覚えておられ
ますか、竹中さん。

○竹中國務大臣 いろいろな議論をしているさ
かで、広報をどのようにやるか、当時確かにいる
いろいろな御議論があつたというふうに記憶をしてお
ります。

最終的には、国民に民営化があたかも立法府を
含めた国全体として決定したかのような誤解を引
えることのないようにすべきだという御議論があ
ります。それで、配布に先立つて、念のために
順次新聞突き出し広告によりまして、これからそ
の立法過程に入るんだというような趣旨の広告を
出した。これは、政府内で話をしてそのように決
めたということを記憶しております。

○五十嵐委員 言いわけをするために先に別途新
聞に突き出し広告を出すという、珍妙というか奇
妙きてれづな予算のむだ遣いをしているわけです
よ、これは大変おかしな、そこまでして
ごまをするかという話だと思つんですけれども、
そういうふうに、竹中さんの顔を立てるために、
そういううわざわざ予算の支出の仕方をしたんです
が、倉庫保管料はどうしたんですか、結局、倉庫
保管料はどうなりました。おわかりになります
か。これはどちらが持つたんですかね。

○林政府参考人 今の保管料ですか、それは払わ
ずに済んでおります。

○五十嵐委員 表上は折り込み会社が持つたこと
になつてゐるんです。三月二日に、支払いは全部
当初計画どおりに予算支出がされております。確
かに保管料は入つてない。でも、保管料は相当
な額に上りますから、つまり、この保管料を折り
込み会社が持つてももうかるということであ
れば、最初の見積もりがいいかげんであったという
ことなんですね。つまり、業者さんの言いなりに

随意契約したからそういうことができた。最初は、だつて二週間分の保管料を予定していないんですから。要するに、その分は利益で本当は乗つていたはずなんですね。

ですから、それを折り込み会社が持つたとすれば、これはもう王手飛車とりみたいな話なんですが、最初の契約がいいかげんであった、国費のむだ遣いであったと。どうして契約し直して保管料を政府から正式に支出しなかつたのか、これはわけがわからぬのですよ。これはだから最初の随意契約が、随意契約というのはいかに危険なものかということの証明になるんですよ。いかがですか。

○林政府参考人 今は、その見積もりが審査をちゃんととしているなかなんではないかみたいですね……(発言する者あり)申しわけございません、という趣旨のお尋ねでございますが、私ども、ちゃんと審査しておつております。

○五十嵐委員 だつて、きちんとしたラフ案が一ヶ月七日まで出てこなかつたということを先ほどお認めになりましたし、見積書も一月十二日になつてやつと出してきた、しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつた

○林政府参考人 先ほどからお答えしておりますように、私どもは企画案が提出され、十七日にピアリングを行い、年末まで精力的に向こうと情報交換をして、それで詰めてきたわけがございます。その中で、どのぐらいのお金がかかるかということは当然ながら把握しておりますので、それは、きちんとそれでやつておけることで私どもは契約を実質的にやつたわけでございます。

○五十嵐委員 それから、緊急性に戻りますけれども、結果として、十二月二十八日の実質合意契

約日にお金が出たわけでもないんですね。それから、その間の用紙の調達も結局印刷会社が持つたわけですから、結局それはデットラインではなくつかつたんですよ。結果として、一月六日に用紙の手配は、契約があろうとなかろうと実はできただけですね。実質的にそなんですよ、実質契約は後でさかのぼつて契約書ができたわけですから。

そのかわりに、一月の六日に業者さんを谷岡さんに広報室に連れてついているでしょう、二人連れていつているでしょう。そこで、間違なく私の後ろには政府のお墨つきがありますから、この話は進めて大丈夫ですねということを証明していますよね。どうしてそこまでサービスするのかわかりませんけれども、スリード社が連れていくた二人の業者さんに面会して、確かに実質合意がもうできるから大丈夫ですよということを一月の六日にしておるんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私、お答えしておりますように、十二月二十八日に両方契約の合意に達しておるということで、一月六日と、そういうようなことではございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保してやつと出してきた、しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつた

○林政府参考人 二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておったわけでござります。

○五十嵐委員 一月の六日にスリード社の谷岡社長は二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を政府広報室の方で説明してあつたはずで、それが、そういう事実ではないと言ふんですか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリード社が二人の業者の方を広報室に連れてきたという話でござりますけれども、私は会つていないと思います。ただ、部屋に連れてきていたというような意味の御趣旨であれば、ちょっと確認はいたしました。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのにやみからやみへ随意契約でいいかげんなことをや

おかしいんですよ、こんなに長期にわたつてさかのばるなんということは。これが通るんだつたから、本当にみんな随意契約でできてしまうということになるじゃありませんか。このことは非常に重大な法令違反だと私は思いますから、これは国民の大切な税金を勝手にむだ遣いが官ができるとう仕組みをみずから自分たちで白状しているようなのですから、これは大変重要な問題だと思います。このことは、引き続き同僚議員も含めて追及をさせていただきたいと思います。

もう一つ、これに関連して重大な疑惑が竹中さんには浮上してまいりました。それは、二月にPHPから出された郵政民営化の竹中さんの御著書でございます。この御著書について、これは、当然ございます。この御著書について、これは、当然ございませんけれども、スリード社が連れていくた二人の業者さんに面会して、確かに実質合意がもうできるから大丈夫ですよということを一月の六日にしておるんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私、お答えしておりますように、十二月二十八日に両方契約の合意に達しておるということで、一月六日と、そういうようなことではございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保してやつと出してきた、しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつた

○林政府参考人 二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておつたわけでござります。

○五十嵐委員 一月の六日にスリード社の谷岡社長は二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を政府広報室の方で説明してあつたはずで、それが、そういう事実ではないと言ふんですか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリード社が二人の業者の方を広報室に連れてきたという話でござりますけれども、私は会つていないと思います。ただ、部屋に連れてきていたというような意味の御趣旨であれば、ちょっと確認はいたしました。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのにや

自分で書く暇がないから口述筆記にしたので、本来ならば自分の印税から口述筆記代を出せばいいところを、実質的に広報室に面倒を見てくれ、その方法について、直接広報予算で出すのは、これは大臣の本業に別途お金を出すようなものだからで、だから、やるとすれば買い上げしかねないんだということを、だけれども買い上げの方が目立つとか後でやりとりがあるんですが、こういうことを言つているんですね。

私は、本来、いわゆる政府の民営化政策の広報は大臣の本業ですから、これで原稿料やあるいは印税を取ること自体が何か割り切れないなど思っていますが、口述筆記代まで税金で持たせようなんですが、口述筆記代まで税金で持たせようなんという話だと思いますが、これで、この口述筆記代を、これはいわば編集料ですね、どこから出すかということで政府内部でおもめになつておる様子がうかがわれます。

九ページの資料をごらんいただきたいと思います。これは、政府広報室の方、下の方はお気の毒で忙しい方ですから、口述筆記されてつくられております。井上秘書官と打ち合わせた結果、竹中大臣に次のように秘書官から伝えてもらうことになりました。

大臣は、本の緊急出版をするべく、懇意の編集者に口述筆記させることを、二十二日のレクで口走つており、その「編集料」を、広報予算で面倒をみてもらいたい、とのことです。これが、そういう事実ではないと言ふんですか。

私は、これは説明責任の一環として、本屋に一冊も、一冊もというか、最近の郵政の本がない、したがつて、私が正月休みを返上して、それで、これはP.H.P.の編集者にも手伝つていただいて本を上げた、あくまでも私がこれは民間出版を行つたものでござりますから、これは、一切、政

府の方から、広報予算等々から政府が買い取つたり編集料を払つたりしたという事実は全くございません。

○五十嵐委員 そうなんです。広報室から抵抗を受けたものだから、広報室は、結局編集料は出せない、それから買い上げも難しい、そういうお返事だつたのであります。そこで何度もやりとりが

ありますが、実質的に面倒を見てもらいたいといふ言葉が大臣サイドから出されて、実質的にいふのは怖いですけれどもねと言つてゐるんですね、政府広報室の方は。そういう話がある。

ほど出てきた知識人対策費というのは何でしょうかということにまたなってくるんですが、実は、事前に少し調査をの方でもしているんです。

く何の連絡も入っていませんか。そんなことはないはずですね。記録が残っているはずです。それは電通から直接にはないのかもしれませんけれど

○五十嵐委員 よくわからないんですが、有識者にターゲットを合わせて広報をそれなりに考えているという御答弁でした。それはお金を使わない

ね、政府広報室の方は。そういう話がある。この文章がうそだと言うんだしたら、続けて書いてある九ページの、「テレビキャラバン関係で、電通をいれての井上秘書官との調整結果」としてのこの日程はうそですか。日程調整はうそですか。見てください。お答えできる人がいたらどうなたでも、秘書官でもあれでも結構ですよ。この井上秘書官との調整結果の大臣日程はほかの人にはわかるはずがありませんから、大臣日程は私が勝手につくるわけにいきませんから。この日程は事実ですか、事実と違いますか。

○竹中国務大臣 ちょっと、すぐにこれはわかりませんですけれども、山梨に行つたというのは事実でござりますが、ここに書いている何か「箱根発」とかというの、私は箱根に泊まつた覚えは、このときは泊まつていらないと思うんですが、これは今はちょっとわかりません。確認はできません。

○五十嵐委員 それでは確認してください。調整結果ですから、これは、実際の、実質的に日記ではありませんから、こういう予定になりますといふことなので、予定が変更になることもありますし、しようけれども実質的にこんな細かい時間まで私たちが創作してつくり上げることはできません

これは、知識人対策というのは、本当かうそかわからないんですよ、政府側では、予算が余ったときにつくに使えるように、シンボジウムといいますか、そういう知識人の会議をやるために費用として枠をとっているんだけれども、今年度は、今年度というか、この年度は使えませんでしたというふうに言つているという話があるんです。これは本当ですかね。それとも、知識人対策というのがあつて、例えば、これは電通の文書に関連して出てきますから、電通に最初から知識人対策費として渡して、その中で、向こうで、電通の方で、広告会社の方で適当にその対策をやってくれ、こういうことなんでしょうか。その辺の実際関係をお調べをいただきたい、こう思つています。

○林政府参考人 知識人対策という言葉でございますけれども、いわゆる有識者の方に御理解をいただくという、政府広報の中でのいわゆるターゲット別のことばござりますから、それは概念としてござりますけれども、私どもの今の記憶では、今、五十嵐委員おっしゃいましたように、使っておりません。それから、今、電通の枠としてあるのではないかなみたいなお話をあつて、それはございません。

も、どこかを経由してこの内容が入っているということはあると思うんですが、全く入っていないことはあります。うなづいています。

それから、先ほど、時間の関係で二点続けて申し上げて申しわけないんですけれども、要するに、知識人対策というのを見たことも聞いたこともないような答弁が最初だったんですが、今、知識人対策はありますという答弁に変わっているんですね、ここも。有識者に御理解をいただくためにターゲット別にそれはあるんですが、私が言つたように使つてはいません、それから電通の枠といふものは、ありませんというお話をだつたんです。が、それは、知識人対策なんというのは聞いたこともないという答弁ともう食い違つてゐるんじゃないですか。知識人対策五千万という数字は、ではどこから出てきたんだですか。これは私がつくった数字じゃなくて、私はそんなことは何も知らないんですから、これは政府部内の数字なんですよ、政府部内で流れている数字なんですよ。これどういう数字なんですか。それでは、

○林政府参考人 申しわけございません。知識人対策というような熟語があるような感じで私が言つたとしたら、それは申しわけございませんが、私がさつき申し上げましたのは、私どもは、

おやりになるんですか、それともお金を使って
○林政府参考人 あくまでも、国民の皆様、老若
男女いろいろな職業の方がおられるという意味で
は、一律ということもあり得ますけれども、やは
りターゲットを考えてどういう意味でのもので、当
然お金がかかる場合がござります。

ただ、先生お尋ねのは、そういうのが、件が
あつて五千万円というようなことではないのかと
いうお尋ねで、それはございませんという意味で
ございます。

○五十嵐委員 ちょっとよくわからなくなつてしま
たんですが、有識者というのは個別の方じやない
んですか。有識者と言ふときは、普通は、大学の
先生だとかテレビに出てくる評論家だとかコメン
テーターだとか、そういう方をターゲットと言う
ならわかるんです。そういう方をターゲットに、
政府の考え方を理解してもらうために懇談会を開
いたり、あるいは政府広報誌に書いていただいて
謝礼を払うとか、そういう方法もあるかもしれま
せんし、そういうことが思われるわけですけれど
も、有識者に御理解をいたたくというのは、そう
いう意味での有識者じゃないとおっしゃるんです

○二階委員長 理事会において後刻協議をいたしました。

さあ、

思いますが、いかがですか。確認をしていただきたいと
て、理事会へ御報告いただけますか。お詰りください。
から。この調査結果は、数字の、時間等のこれは
確認しようと思えばできると思う。井上さんはそ
こにおられますから、確認をしていただきたいと
思っていますが、いかがですか。確認をしていただき
て、理事会へ御報告いただけますか。お詰りくだ
さい。

それから、済みません、お時間いただいて、先ほどのお話をございます電通から一月十二日に、日にちまでおっしゃついていたいわけで、今至急調べたんですが、御指摘の点につきまして確認しましたんですが、記録は、申しわけございませんが残つております。それで、このよう連絡があったかどうかということで、ですから、確たる記憶はございません。

一般国民という場合も、ざいますけれども、ターゲットとして主婦層とか、そういう考え方としてはやはり有識者の方、知識人対策という言葉は、先ほど言いましたように、ちょっと私が知つていたというようなことを言えばそれは本当に申しわけございませんし、有識者という方々に、やはりそういうターゲットは、広報はそれなりにまた考える必要があるという一般的なターゲット別とい

○林政府参考人 お答えします。
先ほどから私が申し上げていますのは、要するに、ターゲット別の広報ということは私ども日ごろから考えておるということで、その中で、学者の先生とか、一般的に有識者と言われる方々、そちらの方に伝わる広報というのも考えることは一般論としてあるということですが、先ほどから申し上げていますのは、それが、今回について何か

質問を続行してください。五十嵐文彦君。
○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面倒を見たのかははつきりいたしません、結果的に。しかし、そこで疑わしいのは、ですから、先に。

○五十嵐委員 それは直接ないという意味ですか、それとも、例えば、広報はほかのグループがありますよね、内閣広報もありますし、あるいは準備室とも連絡はありますから、その経由でも全

うの中にはございません。
ですから、そういうことかと思いますが、た
だ、五千万円ひとつであつたとか、そういうことは
全くございません。

粹があつて、それが電通でとか、そういうことは全くないという、ターゲット別という意味での一つであれば、それは日ごろからターゲットを考えているという意味で申し上げているわけでござい

○五十嵐委員 いや、だから、そのターゲットを考えたてターゲットに実際にどうやつて伝えるんですか。ターゲットを、ターゲットということは的ですからねらい撃つわけですね。どうやつてねらうんですか、何をねらうんですか。

○林政府参考人 さっきから申し上げているターゲット別というのは、やはり、私ども広報をやつしていく上で恐らく基本になると思つております。ですから、若い人に訴えるべきときには、やはりその若い人が接触率の高い媒体を使うとか、そういうような意味で、若い人と、いう一つのカテゴリーがあつてそれがターゲットになる、そういう一般論はあるということを申し上げているわけでございます。

○五十嵐委員 どうもわけのわからぬ答弁で。それから、なぜその日にちに随意契約をしたのかも、随意契約の日にちをなぜこんなにさかのほつたのかも全然わかりません、解明ができません。不思議なことだらけでございますので、引き続きやさせていただきたいと思います。

最後に、一点だけ具体的にちょっとお伺いをしたいんですけども、一つは、簡易郵便局というのが全国で四千四百ばかりあつて、そのうち個人が三千三百ぐらいあるんですが、これは民間なんですね。それで、民間の方々は、十三万ぐらいのお金で、金銭的には全く恵まれていないんですけども、地域のために一生懸命、半分ボランティアでお仕事をされている。この人たちは、民間企業の金もうけのためには、もうそんなことをやるんだつたら、町へ出でていって別の職業をした方がいいやという方の方が多いと思うんですね。ですから、この民間の簡易郵便局を民間会社になつた郵便局会社が引きとめることはできない。民衆を、これを無理やり法律でつなぎとめてそのネットワークを維持するということはできないはずなんですね。ですからこれは、いわゆるネットワークの水準を維持することを目指とするといつて申上げているので。

たいと言えばやめていかざるを得ないんではないかな、こう思ふんです。

現実に、これは民間では、民間といつても個人ではないですが、私の地元でも一ヵ所農協さんが受けましたから、金融は農協のあれでですのもともと金融はやっていませんでしたけれども、農協が撤退したら簡易郵便局がなくなつちゃつたんです。本当に地域の人は不便になつてます。こういうことが大勢起きたんじゃないですか。要するに、ボランティアのようにやってる簡易局は、それは生協や農協が、いや、漁協が受けようと、これらを縛ることはできなくて、なくなるときはなくなるんじやないですか。

ですから、これを、全体のネットワークとして維持することを旨とするといつても、実際には維持できない。ここにも一つのお得意の詐術があるのではないか。一言だけそのことについて御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○竹中国務大臣 簡易局は、特に地域で大変重要な役割を果たしております。そのとおりで、大変、委員の御指摘のとおり重要な役割を果たしていると思います。

維持することを旨とするといつても、実際には維持できない。ここにも一つのお得意の詐術があるのではないか。一言だけそのことについて御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかりですし、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

ですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。それで、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

ですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。それで、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 次に、中塙一宏君。

民主党の中塙一宏です。

まずは官房長官に、会期延長をして初めての委員会なものですからお伺いしたいんですけど、国会が会期制をとっている趣旨について、政府としてどういうふうにお考えになつておられるのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたします。

国会は、「言うまでもないことござりますが、唯一の立法機関であり、國權の最高機關であります。国会が会期制をとっている趣旨については、国会の権能に属するものと考えておりますので、政府としてお答えする立場にございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

ですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。それで、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

だに尽くせないと、いうことになつたら、一遍国会を開めて、みんな一度おののの選挙区に帰つて、国民の声、有権者の声をちゃんと聞きまして、それが本来の国会の持つてゐる会期制の趣旨についてはまことに申しわけないと思つております。議院内閣制という制度上の問題もあり、与党との意見調整等時間をおきました。したがつて、おくれて提出したことについてはまことに申しわけないのでございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○細田国務大臣 この重要な郵政民営化関連法案につきまして、大変提出時期がおくれましたことについてはまことに申しわけないと思つております。議院内閣制という制度上の問題もあり、与党との意見調整等時間をおきました。したがつて、おくれて提出したことについてはまことに申しわけないのでございますが、いかがですか。(発言する者あり)

○細田国務大臣 お答えいたします。

国会は、「言うまでもないことござりますが、唯一の立法機関であり、國權の最高機關であります。国会が会期制をとっている趣旨について、政府としてどういうふうにお考えになつておられるのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたします。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。それで、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

ですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つてゐるのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。それで、こうやつて与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出てるわけですね。あらかじめ百五十年ではないか。一言だけそのことについて御理解を賜りたいと思います。

○中塙委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ